

税務・人事労務ワンポイント(387)

短時間職員から厚生年金・健保加入の要望 優秀な看護師の定着・確保のために一労使 の合意があれば加入可

社会保険労務士 桂 好志郎

Q..週所定労働時間が20時間の看護師から、「家庭の事情で、正職員と同じような労働時間は無理(子供が小さいので)、ただ収入がもつと必要なので、週24時間〜28時間程度働きたい、そして厚生年金保険・健康保険にも加入したい」との要望

がだされました。「年5日間の年次有給休暇の義務」への対応のこともあり、可能なことは協力する方向で早急に話合うつもりです(時間給のアップ、シフト表の基本形、今後の見直しなど)。

短時間職員の厚生年金保険・健康保険へのアドバイスをお願いします。

職員は12人で加入者は8人、あと3人は雇用保険の未加入者です。正職員の週所定労働時間は40時間です。

A..500人以下の企業でも、労使の合意により、一定の要件を満たす短時間職員の方も、社会保険(厚生年金保険・健康保険)に加入できるようになります(平成29年4月から)。

◇対象となる方(短時間職員)
勤務時間・勤務日数

◇労使合意が必要ですが、同意対象者(※3)の2分の1以上と、事業主との間で、「短時間職員」が社会保険に加入することについての合意が必要です。

◇人材確保、定着のため

加入の手続きにあたっては、(1)〜(3)のいずれか(※4)を添付のうえ、「任意特定適用事業所申出書」を、年金事務所へ提出してください。

(1)同意対象者の過半数で組織する労働組合の同意書
(2)同意対象者の過半数を代表する者の同意書
(3)同意対象者の2分の1以上の同意書

※3 「同意対象者」とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および「短時間職員」を指します。

※4 同意対象者の過半数で組織する労働組合がある場合には(1)を、ない場合には(2)または(3)を提出してください。

不明点は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

収入が130万円を超えているために被扶養者になれず(特に看護師は給料が高いので)、国民年金及び国民健康保険に加入中であり、子供が小さいためにパートタイムでしか働けない職員がいる医院では、該当者から聞き取りをし、検討してみてください。

月額賃金	15万円	18万円
健康保険(40歳未満)	7,695円	9,234円
厚生年金保険	13,725円	16,470円
自己負担額合計	21,420円	25,704円

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを協会ホームページで公開中



https://www.vidre.gr.jp/one_point/

※無断転載禁止